

# 介護保険料

## 確定した保険料の 納入通知書をお送りします

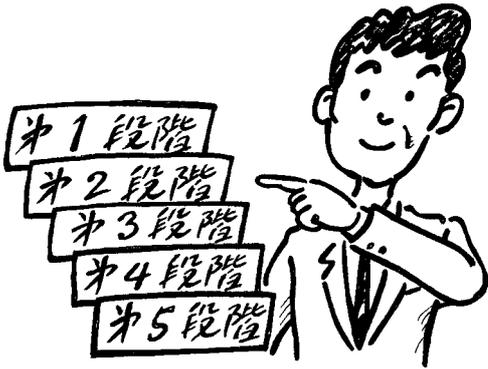
六十五歳以上の人（第一号被保険者）の本年度の介護保険料が確定しました。七月以降はその額で保険料を納めていただくこととなります。七月中旬に納入通知書をお送りします。また、制度導入当初の特別対策が九月で終わり、十月から全額徴収が始まります。介護保険料の確定のしくみと保険料の納め方についてご案内します。

確定の仕組み

### 1

介護保険料は5段階に分かれています

六十五歳以上の人（第一号被保険者）の介護保険料は、市が定める基準額を基に、市民税の課税状況などに応じて五段階に分けられています。



市民税が課税されている人は、基準額を上回る保険料になります。各段階の保険料の月額表《のとおりです。なお、介護保険料の基準額は三年ごとに見直されます。

《表》平成12年度～平成14年度までの第一号被保険者の介護保険料月額（1カ月平均）

区分		月額保険料 (平成13年10月以降)	特別対策による 月額保険料 (平成12年10月～13年9月)
第1段階	生活保護家庭の人 市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受けている人	基準額 ×0.50 1,473円	736円
第2段階	市民税非課税世帯の人	基準額 ×0.75 2,209円	1,104円
第3段階	本人が市民税非課税の人	基準額 2,946円	1,473円
第4段階	市民税課税で 年間所得250万円未満の人	基準額 ×1.25 3,682円	1,841円
第5段階	市民税課税で 年間所得250万円以上の人	基準額 ×1.50 4,419円	2,209円

確定の仕組み

### 2

前年の所得を基に7月に平成13年度の保険料の段階を決定します

介護保険料は、前年の所得が確定するまでの間（四月から六月）、前々年の所得状況で仮計算を行います。これを「暫定賦課」といいます。その後、六月に市民税の課税非課税の別や合計所得の金額が確定しますので、七月からは前年の所得を基に正規の保険料を計算します。これを「確定賦課」といいます。



納付について

### 1

確定賦課で段階が変わった場合、調整して納める額を決定します



介護保険料の納め方には、自分で直接納める「普通徴収」と年金から天引きする「特別徴収」があります。確定賦課によって保険料の段階が変わった場合は、普通徴収なら七月分、特別徴収なら十月に受け取る年金から天引きされる分以降で調整します。

例えば、普通徴収の人で保険料の段階が下がると、四月から六月まで多めに納めていただいていますので、七月からの保険料額が少なくなります。

# 介護保険で利用できる 介護サービス

被保険者が介護を必要と認定されると、要介護度によってさまざまな介護サービスを1割の負担で利用することができます。介護サービスには、在宅でのサービスと介護保険施設へ入所するものがあります。

## 在宅サービス

### 自宅に訪問してもらうサービス

- 居宅介護支援 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 特定施設入所者生活介護
- 居宅療養管理指導

### 自宅から通うなどのサービス

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）
- 痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人向けグループホーム）

### 福祉用具の利用など

- 福祉用具貸与 福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給

## 施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設（療養型病床群など）

## ご相談ください

### 【貸し付け制度】

住宅改修費や福祉用具の購入費は、いったん全額をお支払いいただいた後、9割相当額が給付されます。最初に全額負担するのが困難な場合は、貸し付け制度もありますのでご相談ください。

### 【その他の高齢者福祉サービス】

介護保険以外の福祉サービスもいろいろあります。所得や要介護度、家族状況により利用できないサービスもありますので、詳しくは介護・高齢福祉課がお近くの在宅介護支援センターに相談してください。

（例）徘徊が心配な人に「徘徊高齢者家族支援サービス（検索システム）」  
在宅の要介護3以上で、いつもおむつが必要な人に「おむつ支給事業」  
一人暮らしで急変が心配な人に「緊急通報機能付き電話の貸し出し」 など

市では、健康で自立した生活を支えるために「生活リハビリお達者教室」などの介護予防事業や生涯スポーツの振興、市民大学熟年クラスの開設などの事業を行っています。

## 介護保険の財源について

介護サービスを利用したときに、かかった費用の1割は自己負担となりますが、残りの9割（給付費）は介護保険から支払われています。介護保険全体の十七％は六十五歳以上の人の保険料で、三三％は四十歳以上六十五歳未満の人（第一号被保険者）からの保険料で賄われています。また、残りの五〇％は公費（国・県・市からの負担金）が使われています。

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。だれもが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。



## 特別対策

平成12年4月～9月

保険料免除

平成12年10月～13年9月

半額納付



平成13年10月以降

全額納付

介護保険制度導入当初の国による特別対策として、制度が始まった昨年四月から半年間は保険料が免除され、その後一年間は半額に軽減されていきました。特別対策は今年の九月で終わり、十月からは全額納入していただくこととなります。



10月から国の特別対策がなくなり、全額を納めていただきます



特別な理由のある人は 保険料の減額や免除を受けることができます

- 次のような特別の理由があるときは、保険料の徴収猶予や減額、免除を受けることができます。お困りの人は介護・高齢福祉課へ相談してください。
- 1 世帯の収入が生活保護基準の生活費・世帯構成などによって算出します（を下回る）とき
  - 2 災害や火事などで被保険者や生計中心者として世帯の生計を支える人が大きな損害を受けたとき
  - 3 生計中心者が死亡やケガ、長期間の入院をして収入が大きく減ったとき
  - 4 生計中心者が事業の休廃止や損失をして収入が大きく減ったとき



保険料の滞納があると 介護サービス利用時の 負担額が増えることもあります

- 5 干ばつや冷害、凍霜害などの影響による不漁や不漁のため、生計中心者の収入が大きく減ったとき